

税務調査で お困りではないですか？



税務調査とは？ 法人や個人などの納税者が、適切に申告納税しているかを国が調査する制度です。中小企業や赤字の会社問わず、通常は3年～5年に1度は調査対象になる可能性があります。また、法人だけでなく個人事業主も対象となります。

税務調査は、税理士法人アーリークロスにお任せください!!

無申告でも

国際税務でも

相続税でも

顧問税理士がいる場合でも 対応可能です。

当初7億円と言われた所得の計上漏れが、

交渉により300万円にまで減額された事例もあります!!



経営者にとって、税務調査は頭の痛いことだと思います。特に事前通知もなく事務所に押しかけられたら、「顧問税理士に全て任せていますので税理士が来るまで絶対に調査を始めないで下さい!」と毅然たる態度で調査官に言える納税者は稀です。残念ながら、調査官の言いなりの税理士もいるのが現実です。税のプロである調査官と渡り合うため、当事務所では、税務知識を蓄え、納税者の立場になって考え、調査官と妥協点を見いだせる交渉力を鍛え、調査中も納税者側のストレスが最小限になるよう努め、調査結果についても不本意な負担がかからないように日々研鑽を積んでいます。ただし、脱税のみを考えている人、信頼関係を結べない納税者の方のお手伝いはできません。

金属バットを持ってくるような調査官と素手で戦うおつもりですか？調査官のやり方を熟知し妥協点を見い出す交渉力があり、納税者に納得のいく提案ができる当事務所に是非お任せください。



税理士法人アーリークロス 税理士 森永憲治 (元国税調査官)

昭和55年に福岡国税局に採用され、法人調査約20年(内査察調査5年)、法人審理事務約20年に従事した後、国税OB税理士として当事務所に入社、当事務所の納税者にクロスして守るという姿勢に共感し、国税勤務の経験を存分に活かして、納税者の方が税務調査のストレスで悩むことなく、本業に専念できる環境を支援し、納得のいく納税が続けていけるよう全集中でサポートいたします。

- ✓ 税務調査の対象になるのが初めてで、何をしたらよいのかわからない
- ✓ 税務調査の対象となったが顧問税理士がおらず、相談できる人もいない
- ✓ 顧問税理士が税務調査に強いとは思えず不安だ
- ✓ 今までにやってきた経理処理に自信がなく、指摘を受けないか不安だ
- ✓ ずっと無申告だったのでどうしよう…



税理士法人アーリークロスは圧倒的な知見とノウハウを活かし、お客様のお悩みを解決します!

税理士法人アーリークロス

TEL.092-406-5004

✉ info@earlycross.co.jp

〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目2番31号第2サンビル5階

www.earlycross.co.jp

アーリークロス

検索